

平成29年度第1回
大阪市都市計画審議会
会 議 録

日 時	平成29年12月8日(金) 午前10時
場 所	大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

平成29年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成29年12月8日(金) 午前10時開会

○場 所 大阪市役所本庁舎P1階共通会議室

○議 題 議第223号 大阪都市計画生産緑地地区の変更について
議第224号 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

○出席委員 22名(欠は欠席者)

会 長	澤木昌典	委 員	藤田あきら
会長職務代理者	嘉名光市	欠	市位謙太
委 員	井上典子		守島正
	欠 岡井有佳		岡崎太
	欠 加賀有津子		大橋一隆
	欠 加我宏之		岡田妥知
	黒坂則子		有本純子
欠	佐藤由美		足高將司
	島田洋子		北野妙子
欠	長尾謙吉		八尾進
	花川典子		小笹正博
	松島格也		永田典子
	松中亮治		小川陽太
欠	水谷文俊		梅園周
	吉田長裕		

○臨時委員 1名 外山 久(議第223号)

開会午前10時

○**幹事（高橋）** それでは、定刻になりましたので、ただ今より平成29年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また寒さ厳しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本審議会の幹事を務めております、大阪市都市計画局都市計画課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

また、携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定のご確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介させていただきます。

大阪大学大学院工学研究科教授で、本審議会会長の澤木委員でございます。

○**澤木会長** 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

○**幹事（高橋）** 大阪市立大学大学院工学研究科教授で、本審議会会長職務代理の嘉名委員でございます。

○**嘉名委員** 嘉名でございます。よろしくお願いいたします。

○**幹事（高橋）** 追手門学院大学地域創造学部教授の井上委員でございます。

○**井上委員** 井上でございます。よろしくお願いいたします。

○**幹事（高橋）** 同志社大学法学部教授の黒坂委員でございます。

○**黒坂委員** 黒坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**幹事（高橋）** 京都大学大学院工学研究科准教授の島田委員でございます。

○**島田委員** 島田でございます。よろしくお願いいたします。

○**幹事（高橋）** 阪南大学大学院企業情報研究科教授の花川委員でございます。

○**花川委員** 花川です。よろしくお願いいたします。

○**幹事（高橋）** 京都大学大学院工学研究科准教授の松島委員でございます。

○**松島委員** 松島でございます。よろしくお願いいたします。

- 幹事（高橋） 京都大学大学院工学研究科准教授の松中委員でございます。
- 松中委員 松中でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 幹事（高橋） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授の吉田委員でございます。
- 吉田委員 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。藤田委員でございます。
- 藤田委員 藤田です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 守島委員でございます。
- 守島委員 よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 岡崎委員でございます。
- 岡崎委員 岡崎です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 大橋委員でございます。
- 大橋委員 大橋です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 岡田委員でございます。
- 岡田委員 岡田です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 有本委員でございます。
- 有本委員 有本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 足高委員でございます。
- 足高委員 足高でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 北野委員でございます。
- 北野委員 北野です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 八尾委員でございます。
- 八尾委員 八尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 小笹委員でございます。
- 小笹委員 小笹でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 永田委員でございます。
- 永田委員 永田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 小川委員でございます。
- 小川委員 小川です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（高橋） 梅園委員でございます。

○**梅園委員** 梅園です。よろしくお願いします。

○**幹事（高橋）** なお、学識経験者の岡井委員、加賀有津子委員、加我宏之委員、佐藤委員、長尾委員、水谷委員、並びに市会議員の市位委員におかれましては、本日もご欠席とのご連絡をいただいております。

また、本日は、臨時委員といたしまして、議第 223 号に関しまして、大阪市農業専門委員の外山様にご出席をいただいております。

○**外山委員** よろしくお願いします。

○**幹事（高橋）** 続きまして、今年度第 1 回の審議会でございますので、開催にあたりまして田中副市長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○**田中副市長** おはようございます。副市長の田中でございます。

平成 29 年度最初の大阪市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素から大阪市政の各般にわたり、格別のご尽力を賜りまして厚くお礼申し上げます。昨年度の本審議会では、うめきた 2 期区域や都市高速道路淀川左岸線につきましてご審議賜りました。うめきた 2 期につきましては、平成 36 年夏のまちびらきを目指し、現在、民間開発事業者の選定を行うための準備を進めているところでございます。また、淀川左岸線につきましては、今年度より事業を本格的に進めていくところでございます。

加えまして、本年は御堂筋完成 80 周年、さらには大阪港開港 150 年の記念すべき年であり、さまざまなイベントを実施しております。これらを契機にしまして、御堂筋の空間再編、あるいは大阪港の更なる発展といった将来のあるべき姿や利活用の仕方、これにつきまして、今一度市民の皆様とともに考えてみる取り組みを進めてみたいと思っております。

いずれにしましても、都市の姿は時代とともに変化いたします。それだけに、まちづくりの基本であります都市計画の役割は一層重要になってまいります。委員の皆様には、さまざまな角度から専門的かつ忌憚のないご審議を賜りますようお願い申し上げます。これで私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**幹事（高橋）** ありがとうございました。

委員の皆様には大変恐縮ではございますが、田中副市長は別途公務のため、この場

を退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本審議会要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

都市計画局長の川田幹事でございます。

○幹事（川田） 川田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（高橋） 同じく、都市計画局計画部長の寺本幹事でございます。

○幹事（寺本） 寺本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） それと、私、都市計画課長の高橋でございます。この3人が幹事をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に「会議次第」、「委員名簿」、それから説明資料といたしまして、「大阪市都市計画審議会関係資料集」と、右肩に説明資料と書いておりますが「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」というものです。

それと、本日ご審議いただきます議案書が2冊ございます。1冊目といたしまして、議第223号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」。もう一冊は、議第224号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

以上6点でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、本日新たに委員となられた方もおられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきまして、私からご説明させていただきます。

お手元資料の右肩に説明資料と書いている資料をご覧ください。都市計画審議会及び都市計画決定権限についてをご説明させていただきます。

説明資料1ページ目をご覧ください。現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては都市計画審議会を必ず置くということとなっております。本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。

まず、大阪市の都市計画決定権限についてですが、説明資料3ページの都市計画決定権限一覧表をごらんください。政令指定都市であります大阪市では、都市計画法第87条の2に規定されます指定都市の特例により、面積が10ヘクタール以上の国設置の公園や一級河川等を除きまして都市計画決定権限を持っており、二重線で囲んでおります指定都市決定欄及び市町村決定欄に丸印のあるものが大阪市都市計画審議会の

議を経て大阪市が決定できる内容となっておりますので、ご参照ください。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてです。説明資料 5 ページ、6 ページの都市計画決定の手続きをご覧ください。5 ページの都道府県が定める都市計画につきましても、この場での説明は省略させていただきます。

6 ページをご覧ください。手続きの基本的な流れといたしましては、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受付を経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認をいただきます。

その後、大阪市が定めることのできる都市計画の中で、指定都市が定めることとなっている都市計画のうち、(2-1) 都市再生特別地区や都市高速鉄道などの都市計画につきましても、国土交通大臣の同意を得た上で、また (2-2) 都道府県道などの都市計画、及び (3) 用途地域などの市町村が定める都市計画につきましても、大阪府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなります。

ただいまご説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令により、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定めているものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議をお願いいたしますが、本日の審議では、議第 223 号につきましては臨時委員を含めまして 30 名中 23 人の委員の方々が、議第 224 号につきましては 29 人中 22 人の委員の方々がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、改めまして、以後の進行につきましては澤木会長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○澤木会長 それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規定第 8 条の規程により、また私のほうから指名させていただきたいと思えます。本日の会議録の署名につきましては、黒坂委員、それから藤田委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、会議が円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど、幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、議第 223 号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」及び議第 224 号「産業廃棄物処

理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

それでは次第に従いまして、議第 223 号の審議に移ってまいります。本議案につきまして、まず、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（寺本） 幹事の寺本です。それでは、議第 223 号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。

表紙に議第 223 号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地の計画的な保全により、良好な都市環境の形成に資するものでございます。生産緑地法におけます指定の要件といたしましては、環境機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一団で 500 平方メートル以上、かつ営農の継続が可能であることとしております。現在、本市では約 75 ヘクタールを指定してございます。

今回は、議案書 3 ページの計画書の一覧表に記載いたしておりますように、23 地区において変更を行うものでございます。今回の変更に係る地区の位置及び具体の区域につきましては、議案書 7 ページの位置図及び 9 ページから 25 ページの説明図にお示しをしております。

それでは、主な変更内容についてご説明いたします。地区の追加につきましては 1 地区で、面積は約 0.07 ヘクタールの増となります。議案書 11 ページの説明図（3）、生野区巽南二丁目 5 号につきましては、指定の申し出があり、生産緑地法に定める指定の要件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加しようとするものです。

次に、区域変更の増となるものが 2 地区、区域変更の減となるものが 10 地区ありまして、計約 1.33 ヘクタールの減となります。

区域の変更の増となるものにつきましては、議案書 17 ページの説明図（10）、東住吉区矢田七丁目 1 号、及び議案書 19 ページの説明図（11）、東住吉区住道矢田五丁目 4 号がございまして、これらにつきましては、本年 6 月、都市計画運用指針が改正をされ、同一の街区または隣接する街区に存在する複数の農地を一団の区域として生産緑地地区に定めることが可能となりましたことから指定の申し出がありまして、生産緑地法に定める指定の要件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加しようとするものです。

区域変更の減となるものにつきましては、議案書 9 ページの説明図（2）、生野区巽

東四丁目 4 号などのように、黄色の区域を地区から一部削除しようとするものです。

地区の廃止につきましては 10 地区でありまして、計約 0.92 ヘクタールの減となります。議案書 9 ページの説明図(1)、生野区の異中一丁目 1 号など、黄色の区域の地区を廃止しようとするものでございます。これらの区域の削除、廃止は、農業従事者の故障等により営農の継続が不可となったものです。

こうした変更の結果といたしまして、本市の生産緑地地区は追加する地区 1 地区、約 0.07 ヘクタール、区域変更する 12 地区、約 2.52 ヘクタール、今回変更の無い 500 地区、約 70.19 ヘクタールを合わせまして、合計 513 地区、約 72.78 ヘクタールとなります。

案の縦覧につきましては、平成 29 年 10 月 27 日から 11 月 10 日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ただいま幹事より説明のありました議第 223 号につきまして、ご意見、質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問ないようでしたら、採決をしたいと思っておりますけど、よろしゅうございますか。議第 223 号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

ここで臨時委員が審議すべき議案が終わりましたので、外山委員におかれましては退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

○澤木会長 続いて、議第 224 号議案のほうに移らせていただきます。

本議案につきましても幹事のほうから説明をお願いいたします。

○幹事(寺本) それでは、議第 224 号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申し上げます。

表紙に議第 224 号と記載されております議案書及び前のスクリーンをごらんください。

本案件は産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁である大阪市長が許可するにあたりまして、大阪市都市計画審議会の議を経る必要がありますことから、ご審議を

お願いするものです。

議案書の 5 ページの位置図及び 7 ページの説明図に記載しておりますとおり、本計画敷地は住之江区平林南 2 丁目に位置しまして、約 4,500 平方メートルの規模となっております。当該敷地の用途地域は準工業地域に指定され、近隣は工場や倉庫、住宅、社会福祉施設、小学校、中学校などの用途に供されております。敷地の北側には、幅員約 30 メートルの都市計画道路大和川北岸線があります。

本件事業者は、平成 21 年 4 月より、汚泥の脱水処理施設を含む産業廃棄物処分業を当敷地で行っていますが、これは許可の対象となる処理能力に満たなかった規模の事業です。

今回の計画につきましては、既存の建築物内の空きスペースで処理施設を増設するにあたり、許可対象基準を超える規模の施設となりまして、本審議会において付議をさせていただきます。

今回の計画の処理能力についてご説明申し上げます。既に設置されております汚泥の脱水施設の処理能力は、1 日あたり 9.9 立方メートルであります。今回の計画は、1 日当たりの処理能力が 324 立方メートルの汚泥の脱水施設となる計画です。

処理する産業廃棄物の種類につきましては建設汚泥でして、施設の稼働時間は午前 8 時から午後 6 時です。

次に、本件事業者が同敷地内で計画します事業内容についてご説明申し上げます。当該汚泥の脱水施設につきましては、建設現場から排出された建設汚泥を搬入しまして、砂や礫を分離した後、脱水し、脱水汚泥を作成するものです。その後、脱水汚泥は同敷地内に設置されている流動化処理工程を経まして、建設資材となるもの、再生砂等と混合しまして建設資材となるもの、また、他の工場へ搬出されて、改良土として再資源化されるものなどに分類されます。また、脱水汚泥の余剰分につきましては、埋立処分を行うことといたしております。施設の概要につきましては以上でございます。

次に、周辺環境への影響につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる廃掃法の手続に基づきまして、事業者により平成 28 年 3 月に生活環境影響調査が行われています。

汚泥の処理工程において粉じんの発生はありませんが、車両の搬出入に伴いますほこり等の飛散対策としまして、施設設備は建屋内に設置をしまして、処理作業も建屋

内で行うとともに、タイヤ洗い及び自動散水設備を設置しております。

騒音及び振動に対する対策といたしましては、低騒音、低振動型の施設を設置いたしますとともに、コンクリート造りの基礎に固定をいたしまして、騒音を伴う設備につきましては建屋内に設置をします。

臭気を伴う廃棄物は取り扱わないため、悪臭はありません。

水質に対する対策としましては、建設汚泥の脱水によるろ過水は中和等の処理を行い、施設内で再利用するとともに、余剰水につきましては排水基準値を満足した上で公共下水道に放流します。

廃棄物運搬車両の走行についてでございますが、交通規則の遵守は当然のことながら、アイドリングストップなど、適正な運行の実施をします。

このような対策を講じることによりまして、施設の稼働に伴います影響及び運搬車両の走行に伴う影響の全ての項目におきまして、基準値を満足しておる結果となっております。

この結果をもちまして、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づきまして、本件事業者が平成 28 年 7 月に周辺の皆様に対しまして合計 7 回の説明会を行ってきてまして、その中で 5 件の意見書をいただいております。

意見書の要旨につきましては、6 点です。前のスクリーンでお示ししますように、1 点目は、当該敷地周辺に小学校、中学校、介護老人保健施設、あるいはマンション等がありますことから、搬出入経路の設定はどのように考えているのか。周辺道路が通学路になっているにもかかわらず、下校時への配慮がされていないのではないか。周辺道路の渋滞が予想されるほか、近隣住民の安全を脅かすものである。

2 点目は、処理能力が増大するにもかかわらず、汚泥の保管能力が変わらないため、処理前、処理後の汚泥を保管することができず、頻繁な車両の出入りになるのではないか。

3 点目は、当該処理施設で処理を行う建設汚泥は、アスベスト等の有害物質が含まれているのではないか。また、悪臭を伴うのではないかと。

4 点目は、振動や悪臭などの検討において、生活環境影響調査の予測結果が現況と変わらず、予測結果の根拠がわからない。

5 点目は、当該説明会における対象者の選定が適切ではない。

6点目は、当該敷地周辺に学校や介護老人保健施設があることに配慮し、住みよい地域にしてほしいというご意見です。

これらのご意見に対しまして本件事業者が回答いたしておりまして、まず1点目につきましては、車両の構造上、左折時に交差点を横断する歩行者等との距離が近くなり、死角が生じやすくなることから、左折回数を最小限にしまして、道路の構造や周辺環境等を考慮し、経路の設定を行っております。また、沿道に中学校がありますことから、登下校時の通学生徒の安全に配慮し、平成21年の当該地での事業開始当時から、午前7時40分から午前8時40分及び午後3時から午後4時までにつきましては、当該道路の運搬車両の通行を自粛してきています。

あわせて、運搬車両は空車での運行を最小限にとどめ、車両台数の抑制に努めていきますとともに、敷地の外に運搬車両が待機しないよう、敷地内に大型車両約20台が同時に待機できるスペースを確保しています。

緊急時につきましても、当該処理施設への搬入を停止して、八尾市にあります当事業者の自社処理場に搬入を行うこととしております。

2点目に対しましては、汚泥の保管能力は、処理能力の上限の数日分にあたる保管スペースを確保しており、問題はございません。また、計画的な搬入、早期処理・早期搬出を実施してまいります。

3点目に対しましては、アスベスト等を含みます特別管理産業廃棄物や汚染土壌及び悪臭を伴う有機性汚泥の取り扱いを行いません。

4点目に対しましては、悪臭につきましては有機性汚泥を取り扱わないため、予測結果が現況調査結果と同等になるという予測をしていますとともに、振動につきましても、事業者は同様の脱水施設を既に自社の八尾工場に保有してまして、生活環境影響調査におきましては実測値をもとに検討を行い、基準値を満足しています。

生活環境影響調査につきましては、環境省により示された産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づいて調査・検討を行い、全ての項目におきまして、環境法令の基準値を満足しています。

5点目につきましては、説明会の対象範囲につきましては、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づきまして決定をしています。

6点目に対しましては、自社の中に環境美化担当を新たに設けて、事業敷地周辺に

において2週間ごとに清掃や水まきを実施しますとともに、3か月ごとに植栽の手入れを行っています。

説明会の開催等の結果を記載いたしました事業計画書が平成28年9月14日に提出をされまして、その後、追加でご意見を受け付けております。

意見の要旨は2点ございます。1点目は、中学校前における通行自粛時間帯の選定の根拠。2点目は、通行自粛時間帯及び区間における車両通行自粛の徹底ということです。

これらの意見に対しまして、まず1点目につきましては、周辺の平林小学校及び新北島中学校に対しまして、通行自粛区間や時間帯についてご説明をし、ご理解を得ているとともに、今後とも交通安全に配慮することを事業者が約束をしています。

2点目につきましては、通行自粛区間及び時間帯の実施の徹底を図るため、運搬車両のドライバーに講習会を実施しますとともに、書面で通知を行っています。また、平成29年2月1日から3月31日まで、新北島交差点付近に交通誘導員を配置いたしまして、周知徹底を図っています。

また、新たに給油車両につきましても、当該通行自粛時間帯における車両の通行を自粛しています。さらに、今後の施設の稼働にあたりましては、空車で車両の運行を減らし、約3割程度の車両台数の削減に努めてまいるとのこととなっています。

これらの対策を行うことによりまして、一定のご理解を得られたと事業者から報告も受けており、本市としましても事業計画書について確認し、平成29年2月21日に承認書を交付しています。今後とも事業者に対しては、事業計画内容の適正な実施及び履行につきまして、引き続き指導していきたいと考えております。

以上を受けまして、平成29年9月26日に本件事業者より、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可の申請がされている状況です。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ありがとうございました。

ただいま幹事より議第224号につきまして説明をいただきました。これに関しまして、ご意見、ご質問のある方がおられましたらお願いします。小川委員、どうぞ。

○小川委員 処理能力が上がるということで、搬入する車の台数が増えると聞いているんですけども、それはどれくらいになるのでしょうか。

○澤木会長 幹事、いかがでしょうか。

○**幹事（高橋）** 増設する施設の処理能力が 324 立方メートルございます。その能力をいっぱい使うということで想定しています増加交通量は、1 日片道 123 台、往復で言いますと 246 台となっております。

○**小川委員** というと、1 時間大体 30 台ぐらい増える可能性があるということだと思わうんですけども。一つ、渋滞が予想され、近隣住民が心配だという意見が上がってるんですけども、この大型車両 20 台、同時に待機できるということは、これは以前から同じ台数ということなんですか。新設するということなんでしょうか。

○**澤木会長** 幹事、どうぞ。

○**幹事（高橋）** 場内における台数というのは、もう既に確保されております。

○**小川委員** ですから、これで本当に処理が大丈夫なのかということと、1 つ聞いているのは、追加で交通安全の配慮で、時間帯とかそういうことが守られてるのか、交通自粛が守られてるのかということの中で、厳密に言えばなかなか一人一人ドライバーも違いますし、事業者も違うので、徹底がちょっと緩なってるという部分もあって、配置をして、確認したところ、徹底が必要だということを聞いているんですけども、新たに処理能力を上げて受け入れる車が増えるということになれば、この許可をした後、実際運用されてから規制とか自粛の徹底と言うのでしょうかね、ルールを守らせるということの徹底が必要だと思うんですけども、そのあたりはどうなってるのでしょうか。

○**澤木会長** 幹事、説明を求めます。どうぞ。

○**説明者（有門）** 環境局の産業廃棄物規制担当課長の有門でございます。

委員ご指摘の、今回、事業者は処理能力の増加に伴いますいろいろな環境の影響につきまして、私どもの廃棄物条例に基づきまして、地域の方への説明会をさせていただきます。この説明会の案内の周知につきましては、対象 390 戸に対しまして説明会の周知と、それから計画の概要をお送りしてございまして、この車両の増大等につきましても触れております計画書をお送りさせていただいてると。説明会も 3 日間にわたりまして、計 7 回、やらせていただいております。

その結果、先ほどの説明にもございました交通量の増加に対する懸念についてもご意見を頂戴し、先ほど申し上げました 246 台につきましては、最大限見積もったものでございまして、搬入、搬出につきまして、空車で出ていくもの、また空車で入って搬出していくもの、それを最大限見積もって 246 台ということですけども、事業者

の回答にもございましたように、できるだけ空車の運用を最小限にいたしまして、増加する車両を最大限抑えていくという努力をしてまいるといふこととさせていただきます。

また、私どもも今回、許可の後、事業者が稼働していった場合、許可後の立入検査というの頻りに行っておりますので、この中で当然、法律の基準、法令の基準の遵守はもちろんですけれども、こういった説明会でご説明させていただいた地域の方への約束事、きちっと守られているかどうか、しっかりと履行確認をさせていただきながら行っていくとともに、またいろいろ地域の方からご意見が出てまいりますと、そのご意見等につきましても真摯に誠意を持って対応するように、あわせて指導してまいり所存でございます。以上でございます。

○**澤木会長** そのほかございますか。小川委員、ありますか。

○**小川委員** はい。地域の人と、大阪市が行政としてしっかり関わってもらって、地域の安心、安全を確保するようにといふことをお願いしておきます。

○**澤木会長** そのほか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議第 224 号について採決に移りたいと思います。議第 224 号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

○**澤木会長** 以上をもちまして、本日の審議は終了いたしました。本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行っていただきます。

それでは、これで平成 29 年度第 1 回大阪府都市計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会午前 10 時 41 分

大阪府都市計画審議会委員 黒 坂 則 子 ㊟
大阪府都市計画審議会委員 藤 田 あ き ら ㊟